

KISER Discussion Paper Series No.6
2007/1

骨太方針2006における
歳出・歳入一体改革のマクロ的評価

前川聡子
関西大学経済学部助教授

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、
(財) 関西社会経済研究所の公式見解を示すものではない。

骨太方針 2006 における歳出・歳入一体改革のマクロ的評価¹

前川 聡子
関西大学経済学部

概 要

構造改革の総仕上げともいわれる「歳出・歳入一体改革」の第一弾として骨太方針2006で今後5年間の改革の方向性が決定された。本稿では、その効果を明らかにするため、改革を行った場合の国および地方全体の将来の財政状況について機械的試算を行った。試算の結果、次の3点が明らかとなった。第一に、骨太方針2006における改革では、国と地方をあわせたプライマリー・バランスは改善されても、ストック面での財政状況は改善せず、債務残高は累増する。

第二に、改革の効果はあくまで経済前提に左右される。本稿の感度分析では、物価や実質金利の上昇をおさえつつ実質的な成長を引き上げることができれば、プライマリー・バランスの黒字は拡大し、債務残高対GDP比の上昇も抑えることができる。

第三に、国と地方において財政状況をみると、地方は早く大幅に改善するのに対し、国はほとんど改善されない。すなわち、国の財政健全化を犠牲にして地方の財政改善が図られることになり、国については改革の効果はほとんど期待できないことになる。

やはり、本格的な財政健全化のためには、フローだけでなくストックである債務残高対GDP比の安定的な引き下げを図る必要がある。そのためには、少なくとも骨太方針2006での歳出削減、増税を引き続き行うことを検討すべきである。本稿の試算結果も改革継続が財政健全化に資することを示している。さらに、地方だけでなく国の財政状況も改善できるよう、国から地方への財源移転（交付税）の改革も検討すべきである。

¹ 本稿は（財）関西社会経済研究所「受益と負担のあり方に関する研究会」（主査：橋本恭之 関西大学経済学部教授）における成果の一部を加筆・修正したものである。取りまとめるにあたり、本間正明 大阪大学大学院経済学研究科教授、跡田直澄 慶應義塾大学商学部教授、橋本恭之 関西大学経済学部教授、日高政浩 大阪学院大学経済学部教授をはじめとして、研究会の各メンバーから有益なご指摘・ご助言をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。なお、本稿の誤りは全て筆者に帰するものである。

1. はじめに

2001年の小泉内閣発足以降、政府は「小さくて効率的な政府」を目指して、規制改革、金融改革、郵政改革、特殊法人改革（道路公団民営化）等の様々な構造改革を進めてきた。それに合わせてマクロ経済も2001年度以降少しずつ回復を果たしている。実質国内総生産の伸び（対前年度比）をみると、2001年度には-0.8%であったのが、2002年度以降プラスに転じ、2005年度には2.4%にまで回復した。長期にわたった景気低迷からの脱却が明確となった今こそ、回復してきた経済成長を軌道に乗せることができるよう、改革をさらに進めていくことが求められている。

とりわけ、改革の残された主要な課題と言えるのが、財政面での改革である。国も地方もいずれも膨大な財政赤字を抱えている。国の一般会計だけで単年度30兆円近くにもものぼる公債発行額はもとより、その累積である長期債務残高をみると、国だけで607兆円、地方を合わせると773兆円にも達している（2007年度末予算）。「小さくて効率的な政府」の実現をめざす総仕上げとして、今において徹底した財政構造改革に取り組む機会はない。

そこで政府は、歳出、歳入の両面から行う「歳出・歳入一体改革」を小泉構造改革の総仕上げとして位置づけ、小泉内閣最後の「骨太の方針」となった「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太方針2006）」において、今後5年間の歳出・歳入一体改革の目標と方向性を明記した。具体的には、2010年代初頭（2011年度）における政府は2010年代初頭における国と地方をあわせた基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の均衡を目標に、今後5年間で歳出・歳入合わせて16.5兆円の改革を行うこととした。歳出と歳入の改革組み合わせについては、歳出で14.3～11.4兆円、歳入で2.2～5.1兆円の対応を図るとしている。

果たして「骨太方針2006」で記された改革を行うことにより、国と地方をあわせた財政状況はどの程度改善されるのだろうか。目標通り2010年代初頭（2011年度）に国と地方をあわせたプライマリー・バランスの均衡が達成されたとしても、それはフローでみた場合の財政状況でしかない。ストック面での国と地方を合わせた773兆円（2007年度末）にも達する膨大な長期債務残高も考慮するならば、フロー面での財政収支改善を図る5年間の改革だけで十分であるとは予想しがたい。

合わせて注意しなければならないのは、改革期間中の経済状況である。たとえ5年間という短い期間とはいえ、その間の経済状況の変化によっては、期待される改革の効果が得られるとは限らない。2006年1月～3月にかけての経済財政諮問会議では、歳出歳入一体改革を検討するにあたり、マクロ経済の前提と財政状況との関係についての試算結果が提出された。そこでは、一定の収支改善努力を行う場合に、マクロ経済の状況の違い（名目成長率、名目長期金利の組み合わせ）によって将来の財政状況がどの程度変わるのかが明らかにされている。

しかしながら、「骨太方針2006」を実施した場合の将来予測については明らかにされていない。そこで本稿では、「骨太方針2006」で提示された改革を行った場合の将来の財政状況を機械的試算によって明らかにする。さらに本稿では、ストック面での財政状況の改善も視野に入れ、長期債務残高を安定的に削減していくことを目標とした場合の改革案も

検討した。具体的には、「骨太方針2006」の改革を継続・拡張させる案を提示し、そのような改革を行った場合の財政状況についても試算を行っている。

本稿の構成は次の通りである。まず第2節では、骨太方針2006で明記された5年間の改革の内容を整理するとともに、既存研究としてこれまでに行われた財政収支の予測についての概要を紹介する。第3節では、本稿で提示する機械的試算のベースとなったモデルについて説明する。まずモデルの基本構造を解説した上で、次に骨太方針2006の改革の扱い及び試算上の経済前提についてまとめる。以上を踏まえた上で、第4節において、骨太方針2006で示された改革を行った場合の試算結果を示す。この節では基準ケースとして想定した経済前提に基づく試算結果だけでなく、その前提が異なった場合の感度分析結果についても紹介する。先述したように、政府の長期債務残高の安定的解消も目標にするならば、骨太方針2006で示された5年間の改革だけでは不十分であると予想される。そこで続く第5節では、骨太方針2006の5年間の改革期間後も引き続き改革を行う場合の試算結果も紹介する。最後に、本稿で示した試算結果から明らかになったことをまとめるとともに、今回の試算についての問題点および今後の課題を整理してむすびとする。

2. 骨太方針2006における歳出・歳入一体改革について

骨太方針2006で方向付けられた改革の効果を検証するにあたり、骨太方針2006で決定された歳出・歳入一体改革が具体的にどのようなものなのかまとめておこう。さらに、これまでに行われた財政収支予測の分析についても紹介しておく。そうすることにより、次節以降で行われるシミュレーションの内容が理解しやすくなるとともに、本稿における分析の位置づけも明確になる。

2. 1 骨太方針2006の概要

高齢化による社会保障関連支出の増大と少子化による支え手の減少が見込まれる中、世代間の格差拡大を抑えつつ、国と地方の財政健全化を図ることは短期的に実現できることではない。加えて、歳出や歳入の見直しによるマクロ経済への影響も無視できない。そこで骨太方針2006では、財政健全化とマクロの経済成長強化を両立させながら、今後10年程度の中長期的な期間を設定し、その期間における具体的な目標を定めて歳出・歳入一体改革を行っていくとしている。

(改革期間とその目標)

骨太方針2006では、小泉内閣が発足した2001年度から2006年度までを財政健全化の第Ⅰ期と位置づけ、2007年度～2010年代初頭を第Ⅱ期、2010年代初頭～2010年代半ばまでを第Ⅲ期と設定している。第Ⅱ期と第Ⅲ期の具体的な目標は次の通りである。

第Ⅱ期の目標は、「2011年度に国と地方をあわせた基礎的財政収支（プライマリー・バランス）を確実に黒字化すること」である。ただし、この黒字化は国と地方の合計でしかなく、国・地方それぞれでは財政状況が異なっている。マクロレベルでみた場合、地方よりも国の方が財政状況は厳しい。そのため、骨太方針2006では国のプライマリー・ balan

スについては「できる限り均衡回復させる」とし、地方については、「黒字基調を維持する」としている。

このようなプライマリー・バランスの黒字化は、本格的な財政健全化の第一段階に過ぎない。なぜなら、プライマリー・バランスは、フローの税収と利払い・償還を除く一般歳出との収支バランスをみているだけであるため、利払いを含めた財政収支が赤字のままでは、ストックである累積した膨大な債務は削減できないからである。債務残高の引き下げを目指すには、一定水準以上のプライマリー・バランスの黒字、財政収支の黒字化が必要となってくる。

そこで骨太方針2006では、第Ⅲ期の目標として、一定の黒字幅を確保しながら、債務残高の対GDP比を安定的に引き下げることを確保することを掲げている。

（第Ⅱ期（2007～2011年度）の改革概要）

これらの財政健全化の改革期間のうち、当面の期間である第Ⅱ期については、目標達成に向けた具体的な方針が骨太方針2006で明記されている。

改革の効果はその時の経済状況によって異なることから、まず骨太方針2006では、将来の名目経済成長率を3%程度とし、その前提の下での改革規模を試算している。この場合、2011年度に国と地方をあわせたプライマリー・バランスを黒字化するためには、16.5兆円程度の歳出削減または歳入増が必要になる²。

問題はこの要対応額16.5兆円もの改革を、どのような歳出および歳入改革の組み合わせで行うのかという点である。骨太方針2006では、基本的に歳出削減を行っても要対応額を満たさない部分を歳入改革で対応するという方針を打ち出した。具体的には、16.5兆円のうち14.3～11.4兆円程度を歳出削減で、2.2～5.1兆円程度を歳入改革で対応としている。

以下では、歳出改革、歳入改革の各対応額の内訳を見てみよう。

まず、歳出改革の第1に挙げられているのは社会保障の見直しである。これで1.6兆円の削減を行うとしている。この内訳としては、2007年度における雇用保険の廃止を含む見直し、2007年度か遅くとも2008年度における生活保護制度の見直し、2009年度に予定されている介護保険の見直しの他、2006年度の医療改革を踏まえた給付の重点化・効率化での対応が挙げられている。

第2は人件費の見直しである。国と地方の公務員の人件費削減で2.6兆円の対応になるとしている。人事院勧告ですでに公務員の定員・給与に関しては2010年度までの改革が決められている。そこで国については、人事院勧告で決まった改革を行うとともに、そこで決まっている定員純減を2011年度まで継続することとした。さらに、民間との給与水準の違いを判定するための比較対象企業規模を100人以上から50人以上に縮小することにより、公務員の給与水準のいっそうの見直しを図るとしている。地方公務員についても、国の改革を踏まえながら、さらなる改革として次のような項目が掲げられている。2010年度までの定員純減を国と同様－5.7%程度とすること。それを2011年度まで継続すること。その他、特殊勤務手当等の手当の見直し、互助会への補助金削減、教職員等の人件費の削減等

² 2007年度予算編成にあたっては、ここ数年の景気回復による税収増が見込めることから、16.5兆円の改革規模の縮減あるいは目標達成年次（2011年度）の前倒しが議論されている。

である。

第3は公共事業関係費の削減である。公共事業関係費については小泉内閣発足以降、第Ⅰ期においても削減が行われてきたが、第Ⅱ期においても、重点化・効率化を図りながら削減を継続することとなった。具体的には、名目で対前年度比1～3%程度の削減を続けるとしている。削減率に幅があるのは、国民生活に必要な社会資本整備や国際競争に勝つためのインフラ整備等へ対応する必要性にも配慮しているためである。

以上の3項目が歳出改革の主要項目であるが、これらだけでは最大で14.3兆円もの対応は難しい。そこでその他として、骨太方針2006では4.5～3.3兆円程度の歳出削減も行うとしている。その他の具体的分野としては、文教、科学技術、防衛、政府開発援助、エネルギー対策、電子政府の推進等が挙げられている。このうち文教については、義務教育における教職員の定数を5年間で1万人程度純減することを確保することや、国立大学運営交付金や私学助成金を名目対前年度で1%の削減を行うとしている。また防衛関係費については、人件費を含む予算を今後5年間で名目伸び率ゼロ以下とするとしている。

一方、歳入改革については、歳出削減で対応しきれない分（総額2.2～5.1兆円）を税制の抜本的・一体的な見直しで確保するとしているものの、具体的な見直し項目とその対応額までは明記されていない。検討すべき課題としては、社会保障給付のための安定的な財源確保、国際競争力の強化・経済活性化に資する税制の構築、少子化への対応、地方分権推進のための地方税源の充実が掲げられている。骨太方針2006では、これらの課題を考慮しながら、消費税を含めた抜本的税制改革を実現する方向で改革を行う、としている。

2. 2 先行研究

以上が、骨太方針2006で決まった今後5年間の歳出・歳入一体改革の概要である。果たしてこのような改革によって財政健全化はどこまで実現できるのだろうか。そもそも財政健全化のためにはどの程度の歳出削減や歳入増を図らなければならないのだろうか。これまでに行われた財政収支予測では、少なくとも1.5%～3%程度のプライマリー・バランスの黒字を長期にわたって維持し続ける必要があることが指摘されている。

経済財政諮問会議民間議員資料（2006年3月16日）では、名目成長率と名目長期金利の複数の組み合わせを想定し、各前提の下で2011年度に国と地方のプライマリー・バランスを均衡させた後も引き続き財政収支改善努力を行った場合に、国と地方の長期債務残高対GDP比は将来にわたってどう推移するかを試算している³。その結果、財政の健全化、すなわち国と地方の長期債務残高対GDP比を安定的引き下げの実現には、どのような経済前提であっても、プライマリー・バランスは対GDP比で2%以上の黒字が必要であるということが示された。とりわけ国については、その債務残高の規模を考慮するならば、国のプライマリー・バランスだけでも1.5%以上の対GDP比黒字が必要であるとしている。

2006年3月27日に公表された財政制度等審議会財政分科会 歳出合理化部会・財政構造改革部会合同資料でも、国の一般会計のみではあるが、同様の試算結果が提示されている。

³ 複数の経済前提として想定されているのは次の4つのケースである。名目成長率3%、名目長期金利4%（基本ケース）、名目成長率4%、名目長期金利4%、名目成長率2%、名目長期金利4%、名目成長率4%、名目長期金利3%。

この資料で示された主な結果は次の3つである。第一に、追加的な改革を行わなければ、プライマリー・バランス対GDP比も長期債務残高対GDP比も悪化すること。第二に、プライマリー・バランスの予測は経済前提による大きな違いはないものの、長期債務残高対GDP比については、金利の想定による影響が大きいこと。第三に、名目成長率4%、名目長期金利4%のケースにおいて国の長期債務残高対GDP比を引き下げるには、2011年度に一般会計のプライマリー・バランスの均衡を達成させるだけでなく、2015年度には対GDP比で1.5%のプライマリー・バランス黒字になるように改革を続けなければならないこと、である。

さらに同資料では、改革を歳出削減のみで対応する場合と歳入増のみで対応する場合の試算結果も明らかにしている。歳出削減のみで対応する場合、2011年度における一般会計のプライマリー・バランスの均衡達成には、全ての経費を一律で約18%削減し、2015年度に1.5%の黒字を実現するには、全ての経費を一律で32%削減する必要がある⁴。一方、歳入増で対応する場合は、2011年度に消費税率を10%、2015年度には消費税率を17%にまで引き上げる必要があるとしている。

政府以外でも、金融調査研究会（2006）が財政健全化に向けた試算と提言を行っている。そこでも財政健全化の目標として債務残高対GDP比の安定的引き下げを設定し、そのためには2007年以降2011年までに国と地方を合わせたプライマリー・バランス対GDP比で3%の黒字を達成する必要があるだけでなく、それ以降もプライマリー・バランス対GDP比3%以上の黒字を維持するとともに、社会保障給付抑制と保険料負担増加も行い、合せてGDP比10%程度の改革努力が必要であるとしている。

そのための具体的な改革プランとして、金融調査研究会（2006）は以下のような案を提言している。まず、合計で10%の改革努力を歳出削減と歳入増の組み合わせで行うのが現実的であると、それを歳出削減で3%、保険料負担増加で3%、税負担増加（自然増収含む）で4%確保するのを中間プランとして提示している。

歳出削減については、他の先進国と比較して規模の大きな支出項目である公共事業を対GDP比の規模で2.1%削減すべきだとする⁵。公共事業以外では、教育支出、社会保障給付、その他支出の削減を求めている。具体的には、教育支出については、少子化による若年人口の自然減を考慮して対GDP比0.8%削減、社会保障給付は対GDP比4.8%削減、その他支出は対GDP比0.8%削減である。

税負担増加については、自然増収がなければ、消費税率8%相当の引き上げが必要としている。

これらの既存研究では、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げという財政健全化に向け、今後どの程度の規模の改革努力が必要なのかを明らかにしているものの、骨太方針2006で決められた改革の効果は考慮されていない。今後の財政改革のあり方を具体的に検討していくためには、骨太方針2006の改革方針を踏まえた上で、さらにどれだけの改革が必要なのかを明らかにする必要がある。

そこで本稿では、骨太方針2006で決まった改革方針の具体的な内容をできる限り反映さ

⁴ この削減割合は、2006年度予算額と比較した場合の数値である。

⁵ これは、2003年における公共事業関連支出の対GDP比を半減することを意味する。

せて将来の財政状況の試算を行うとともに、債務残高対GDP比の安定的引き下げに必要な追加的な改革案を具体的に提示し、それを行った場合の財政状況についても試算した。

3. モデル

本節では、試算を行うにあたって使用したモデルやデータについて説明する。まず、試算の前提となるマクロ経済状況についての想定を明らかにしておく。次に、本稿でのモデルの全体像、国や地方の歳出・歳入の推計式、および国と地方の財政収支、債務残高の計算式、利用データについて説明する。最後に、今回の試算で明示的に取り上げた骨太方針2006における改革案をモデルの中でどのように扱ったのかについても説明する。

3. 1 経済前提

先行研究で紹介した経済財政諮問会議民間議員資料（2006）等でも問題になっていたように、将来の財政収支予測・債務残高の予測は、設定する経済前提によって結果が左右される。特に重要なのは、税収予測に影響を与える名目成長率、債務残高の累積スピードを左右する名目利率、および、それらにも影響を与えると同時に社会保障給付の伸びにも反映される物価水準、である。

これら諸条件について、本稿では、2006年度～2011年度までは内閣府「構造改革と経済財政の中期展望—2005年度改定—」（以下、「改革と展望」）における前提と同じものを利用し、2011年度以降は一定とする。各条件の詳細については表1にまとめた通りである。なお、表1にも示されているように「改革と展望」における2011年度の名目成長率は3.1%、名目長期金利は4.1%である。したがって、将来のマクロ経済状況は、先行研究でも基本ケースとされた「名目成長率3%、名目長期金利4%」を想定していることになる。

表1 経済前提

| | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 名目成長率 | 2.0 | 2.3 | 2.5 | 2.7 | 2.9 | 3.1 |
| 名目長期金利 | 1.7 | 2.5 | 2.9 | 3.3 | 3.7 | 4.1 |
| 実質成長率 | 1.9 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 |
| GDPデフレーター | 0.1 | 0.7 | 0.9 | 1.1 | 1.3 | 1.5 |
| 消費者物価上昇率 | 0.5 | 1.1 | 1.4 | 1.6 | 1.9 | 2.1 |
| 実質金利 | 1.2 | 1.4 | 1.5 | 1.7 | 1.8 | 2.0 |

出所： 経済財政諮問会議資料「財政構造改革と経済財政の中期展望-2005年度改定-」2006年1月18日

3. 2 試算モデルおよび利用データ

政府の将来の財政状況を予測するためには、歳出、歳入、およびプライマリー・バランス、債務残高の将来にわたる推移を算出する必要がある。それらについて、本稿では以下に説明するような予測モデルを用いて機械的に算出した。まず、試算対象とした政府の範囲を説明した上で、各政府部門の歳出、税収、および財政赤字の算出方法と利用データについて説明する。

(試算の対象・範囲)

本稿のモデルでは、国民経済計算（SNA）データを基本とした。したがって、試算対象となる政府はSNAデータにおける一般政府となる。すなわち、本稿では、中央政府、地方政府、社会保障基金の3つの部門について、それぞれにおける歳出、歳入、プライマリー・バランス、債務残高を推計した。以下、中央政府は国、地方政府は地方として扱う。なお、試算にあたり注意しなければならないのは、国の特別会計・地方の事業会計や地方自治体の扱いである。SNAにおける定義をそのまま踏襲しているため、予算・決算をはじめとする財政上の国・地方の扱い方と異なる部分がある。

例えば、国の特別会計の一部（保険会計、国立病院特別会計等）は本稿での国には含まれない。また、交付税及び譲与税配付金特別会計（いわゆる交付税特会）については国に含まれるため、この会計の赤字・債務は全て国に計上されている。

地方についても、都道府県・市町村を集計した扱いになっている。そのため、本稿における地方では財政収支が黒字になっていたとしても、その背後にある各自治体の財政状況については、赤字も黒字も存在していることには注意しなければならない。

(試算モデルの構造)

本稿のモデルは機械的な試算であるため、歳出であれ歳入であれ、どの項目も基本的には、足元となる年度における各項目の総額をベースに、それを名目成長率や物価上昇率、利子率で伸ばして計算している。この基本は、一般政府を部門（国、地方、社会保障基金）別に試算を行ったとはいえ、どの部門でも同じである。ただし、社会保障のうち年金・医療・介護の給付については、基本算定の構造とは異なり、厚生労働省の予測値にあわせるように計算を工夫した。

足元の総額データとして、本稿では『国民経済計算』2004年度（確報）（以下、SNA）における「付表6 一般政府の部門別勘定」等を基本とした。ただし、これまで明らかとなっている2005年度の自然増収、2006年度税制改正の増減収、三位一体改革による影響は考慮している。これらをどう試算に反映させたのかについては、後述する。

歳出

歳出については、債務の利払い・償還費とそれ以外の支出とを分けて計算を行った。このうち、利払い・償還費以外の支出は支出総額とし、最終消費支出、総固定資本形成、他部門への移転、その他支出、の4つの合計とした。

なお、本稿で扱った最終消費支出とは、国民経済計算における「現物社会移転」を除く

「現実最終消費」である。社会保障基金については、年金などの現金給付、医療・介護などの現物給付を別途計算している。

最終消費支出については、さらに人件費、中間投入と、その他の3つに分けている。人件費と中間投入については、SNAの一般政府の雇用者報酬総額および中間投入額を基に計算した⁶。

他部門への移転は、国の場合、地方への移転と社会保障基金への移転がそれに該当する。地方の場合は、国と社会保障基金への移転、社会保障基金の場合は、国と地方への移転となる。いずれの移転についても、SNAデータにならって経常移転と資本移転に分け、それぞれ移転先の経常支出、資本支出の一定割合を出すこととした。つまり、経常移転については、移転先の最終消費支出額の一定割合、資本移転であれば移転先の総固定資本形成額の一定割合である。一定割合は、ベースとした2004年度における各部門の最終消費支出額・総固定資本形成額に対する経常・資本移転額の比率を利用した。ただし、国と地方からの社会保障基金への経常移転については、財政統計上の国庫負担・地方負担をベースにするため、2004年度のSNAにおける移転額との違いを調整率として乗じている。

その他支出は、SNAにおける各部門の支出合計額から利払い・償還に関する支出、最終消費支出、総固定資本形成、他部門への移転を除いた残差とした。

利払い・償還費については、前年度の債務残高を基に、それに名目長期金利と償還率を乗ずることにより算出した。

上述した歳出構成項目、およびその算出方法をまとめると以下のようになる。

支出総額（国・地方）

＝最終消費支出(1)＋総固定資本形成(2)＋他部門への移転(3)＋その他支出(4)

支出総額（社会保障基金）

＝最終消費支出＋社会保障給付（現金による社会保障給付、現物社会移転）(5)
＋総固定資本形成＋他部門への移転＋その他支出

歳出総額

＝支出総額＋利払い・償還費(6)

(1) 最終消費支出

最終消費支出＝人件費＋中間投入＋その他

■ベース（2004年度）

人件費＝雇用者報酬総額×各部門の人件費構成比（国：0.18、地方：0.81）

中間投入＝中間投入総額×各部門の最終消費支出構成比（国：0.15、地方：0.48）

その他＝最終消費支出－（人件費＋中間投入）

⁶ 一般政府の雇用者報酬総額、中間投入総額については、SNA付表8「一般政府の目的別採取消費支出（名目）」のデータを利用した。

■2005年度以降

前年度の値（人件費、中間投入、その他）を名目成長率で伸ばす。

(2) 総固定資本形成

■ベース（2004年度）

SNAにおける各部門の総固定資本形成額（固定資本減耗含む）

■2005年度以降

前年度の値（人件費、中間投入、その他）を名目成長率で伸ばす。

(3) 他部門への移転

国の場合＝地方への移転（経常・資本）＋社会保障基金への移転（経常）

地方の場合＝国への移転（経常、資本）＋社会保障基金への移転（経常）

社会保障基金の場合＝国への移転（経常）＋地方への移転（経常、資本）

(各移転の算出方法)

他部門への経常移転

＝移転先の最終消費支出額×移転率（＝2004年度移転額／移転先最終消費支出額）

他部門への資本移転

＝移転先の総固定資本形成額×移転率（＝2004年度移転額／移転先総固定資本形成額）

国・地方から社会保障基金への経常移転

＝国庫負担（地方負担）×調整率（＝2004年度国からの移転額（地方からの移転額）
／国庫負担額（地方負担額））

(4) その他支出

■ベース（2004年度）

その他支出

＝支出総額－利払い・償還費－最終消費支出額－総固定資本形成額－他部門への移転額

支出総額（SNA付表6の2004年度における該当項目を合計）

＝財産所得の支払＋現物社会移転以外の社会給付＋その他の経常移転＋最終消費支出
＋資本移転＋総固定資本形成＋在庫品増加

■2005年度以降

前年度の値を名目成長率で伸ばす。

(5) 社会保障給付

社会保障給付の中でも、特に年金・医療・介護については、厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し－平成18年5月推計－」の推計値にあうようにした。具体的には、1人あたりの給付額を基に、それを物価や1人あたり給付伸び率で伸ばしたものに受給者数の予

測値を乗じて計算した。足元となる1人あたり給付額は2004年度における給付を当該年度の受給者数で除することにより求めた。

年金・医療・介護以外の社会保障給付については、社会保障給付総額から年金・医療・介護給付を除いた額を「その他の給付」とし、それを物価上昇率で伸ばして計算した。ただし、本稿足元とした2004年度における「その他の給付」を物価上昇率で伸ばした場合、2006年度ですでに厚生労働省の予測とずれが生じてしまう。そのため、社会保障の「その他の給付」に限り、2006年度で再度調整をし直した。すなわち、2006年度における厚生労働省の社会保障給付見込額（89.9兆円）から年金・医療・介護の給付総額を除いた分を社会保障の「その他の給付」とし、それを物価上昇率で伸ばした。

利用したデータについては、まず、医療・介護の1人あたり給付伸び率は厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し－平成18年5月推計－」と同じ伸び率を使用した。具体的には、一般医療は2.1%、老人医療は3.2%である。介護については、2002～2003年度の1人あたり介護給付伸び率の幾何平均（在宅と施設の加重平均）を求めてそれを利用した（4%）。受給者数の予測値については、厚生労働省『平成16年度財政再計算』および国立社会保障・人口問題研究所『将来人口推計』における予測値を利用した。

年金給付額（国民、厚生）

$$= \text{前年度1人あたり給付額} \times (1 + \text{スライド率}) \times \text{受給者数}$$

一般医療給付額

$$= \text{前年度1人あたり給付額} \times (1 + \text{1人あたり伸び率}) \times (1 + \text{物価上昇率}) \\ \times \text{受給者数 (74歳以下)}$$

老人医療給付額

$$= \text{前年度1人あたり給付額} \times (1 + \text{1人あたり伸び率}) \times (1 + \text{物価上昇率}) \\ \times \text{受給者数 (75歳以上)}$$

介護給付額

$$= \text{前年度1人あたり給付額} \times (1 + \text{1人あたり伸び率}) \times (1 + \text{物価上昇率}) \\ \times \text{受給者数 (65歳以上)}$$

その他の給付（年金・医療・介護を除く）

$$= \text{前年度の給付総額} \times (1 + \text{物価上昇率})$$

(6) 利払い・償還額

$$\text{利払い額} = \text{前年度債務残高}^7 \times \text{名目長期金利}$$

$$\text{償還額} = \text{前年度債務残高} \times \text{償還率 (国 : 0.016、地方 : 0.0727)}$$

歳入

歳入については、各部門とも、歳出と同様に、債務に関する収入（公債発行額）とそれ以外の収入とを分けて計算した。公債発行以外の収入を収入総額とし、税収（保険料収

⁷ 2004年度における債務残高については、国：564.4兆円、地方：約141.5兆とした。国については財政統計、地方については地方財政計画上伸す内を利用した。

入)、他部門からの移転、およびその他収入の合計とした。税を扱う国・地方部門と、保険料を扱う社会保障基金の部門で計算項目、計算方法が異なるため、以下では国・地方部門と社会保障基金部門のそれぞれについて説明する。

(国および地方)

収入総額＝税金(1)＋移転収入(2)＋その他収入(3)

歳入総額＝収入総額＋公債発行額(4)

(1) 税金

国も地方も、税金の推移は税務統計を基に、名目成長率に税金弾性値1.1を乗じて算出した。具体的には、国については、2004年度における一般会計と特別会計の税金総額（決算）をベースとして利用した⁸。地方については、2004年度地方財政計画上の地方税金総額を利用した。地方の税金データとして決算値を使わなかったのは、足元である2004年度のデータで統一するためである。

なお、2005年度における追加的な増収や、2006年度税制改正による増減税分、三位一体改革による税源移譲分も考慮している。2005年度の追加的な増収については、国が2兆円、地方が1兆円の増加、2006年度改正による増減税分は国が1.134兆円の減収、地方が3兆円の増収とした。

税金額（国・地方）＝前年度税金額×(1+1.1*名目成長率)＋追加的な増収、税制改正の影響等

(2) 移転収入

移転収入については、歳出項目として計算した各部門からの移転支出を移転先における収入として扱った。

(3) その他収入

その他収入については、2004年度におけるSNAにおける各部門の歳入総額から、税金、移転収入、財産所得（受取）を除いたものをベースとし、それを名目成長率で伸ばした。

その他収入

＝SNAにおける歳入総額－税金－移転収入－財産所得（受取）

SNAにおける歳入総額

＝生産・輸入品に課される税＋財産所得（受取）＋所得・富等に課される経常税
＋その他の経常移転（受取）＋資本移転（受取）

(4) 公債発行額

国と地方の公債発行額については、ともに歳出総額と収入総額の差額である財政収支が赤字になった場合の赤字額とした。

⁸ 出所は国税庁『国税庁統計年報書』「1. 総括 1-1 租税及び印紙収入」である。ただし税金のみで印紙収入は除いている。

財政収支＝収入総額－歳出総額（＝支出総額＋利払い＋償還）

財政収支の赤字分＝公債発行額

（社会保障基金）

収入総額＝保険料収入(5)＋移転収入＋その他収入

歳入総額＝収入総額＋公債発行額

社会保障基金の場合、国・地方と異なるのは、収入の柱が税収ではなく保険料収入という点である。移転収入、その他収入、公債発行（財政収支）の扱い・計算は国・地方と同じであるため、ここでは、保険料収入の算出方法のみ説明する。

保険料の収入として明示的に扱ったのは、国民年金、厚生年金、医療保険、介護保険の保険料である。このうち年金保険料（国民年金、厚生年金）については、被保険者1人あたりの保険料負担を基に保険料収入を計算した。医療、介護の保険料については、給付額の一定割合として計算した。具体的な算出方法は以下の通りである。

国民年金保険料収入＝1ヶ月1人あたり保険料負担額×12×第1号被保険者数

厚生年金保険料収入＝保険料率×標準報酬月額×12×第2号被保険者数

医療保険 保険料収入＝（医療給付－国庫・地方負担）×保険料割合

介護保険 保険料収入＝（介護給付－国庫・地方負担）×保険料割合

上記計算のために利用したデータをまとめておくと、第1号、第2号被保険者数については、厚生労働省の『平成16年度財政再計算』の「公的年金被保険者数の見通し」を利用した。厚生年金の標準報酬月額については、2004年度の平均報酬月額31万2595円を名目賃金上昇率で伸ばしている。医療保険と介護保険の保険料割合は、2004年度におけるそれぞれの（給付－公的負担分）に対する保険料収入の比率を利用した。

財政収支

各部門において、収入総額や支出総額が算出されれば、その差額であるプライマリー・バランスや財政収支を計算することができる。財政収支から財政赤字、すなわち公債発行額が計算できれば、債務残高も計算することができる。本稿では、以下のように計算した。

プライマリー・バランス＝収入総額－支出総額

財政収支＝収入総額－（支出総額＋利払い＋償還）＊赤字分＝公債発行

ネット財政収支＝財政収支－償還分＝収入総額－（支出総額＋利払い）

債務残高＝前年度残高＋公債発行－償還

3. 3 骨太方針2006における改革案の試算方法

以上が、基本的な試算モデルの構造および各項目の算出方法である。このモデルを使って骨太方針2006で決定された歳出・歳入一体改革の効果を評価することが本稿の分析の目

的である。そこで、この試算モデルにおける具体的な改革内容の扱いについて説明しておく。

(歳出改革)

まず、歳出改革については、自然体から一定率の削減を想定した。すなわち、改革の対象となった人件費、公共事業、その他歳出について、各項目とも、前年度の支出額×(1+名目成長率-削減率)として削減後の額を求めた。

削減率については、2011年度にそれぞれの目標削減額が実現できるように設定した。具体的な各項目の削減率は表2の通りである。

表2 骨太方針2006における歳出改革の削減率(2007~2011年度まで)

| 改革項目 | 試算モデル上の項目 | 改革の規模 | |
|------|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | 歳出改革：14.3兆円 歳入改革：2.2兆円 | 歳出改革：11.4兆円 歳入改革：5.1兆円 |
| 社会保障 | 年金 | 2004年度改革を反映(歳出改革の影響なし) | |
| | 医療 | 一般医療1人あたり給付伸び率：-1% | |
| | | 老人医療1人あたり給付伸び率：-1.7% | |
| 介護 | 1人あたり給付伸び給付率：-2.8% | | |
| 人件費 | 人件費 | 国：-1.6%、地方：-2.3% | |
| 公共事業 | 総固定資本形成 | -6% | -4% |
| その他 | 中間投入 | -3.2% | -2.3% |
| | その他支出 | | |

(歳入改革)

歳入については、改革手段として消費税の税率引き上げを想定した。これは、骨太方針2006において、与党税制改正大綱の「平成19年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」という考え方に沿って検討する、と書かれていることを踏まえたためである。

試算上の具体的な扱いとしては、消費税率を1%引き上げることで、2.541兆円の増収が生じるとして計算した。引き上げ時期は、基礎年金国庫負担割合の引き上げが予定されている2009年度とした。なお、国と地方の配分については、消費税率引き上げ分も現行と同様、国：地方=4：1で配分している。改革案に対応する具体的な消費税率については表3の通りである。

表3 骨太方針2006における歳入改革時の消費税率（2009年度引き上げ）

| 改革項目 | 試算モデル上の項目 | 改革の規模 | |
|---------|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | | 歳出改革：14.3兆円 歳入改革：2.2兆円 | 歳出改革：11.4兆円 歳入改革：5.1兆円 |
| 抜本的税制改革 | 消費税率 | 6%（1%引き上げ） | 7%（2%引き上げ） |

4. 骨太方針2006の財政面への効果

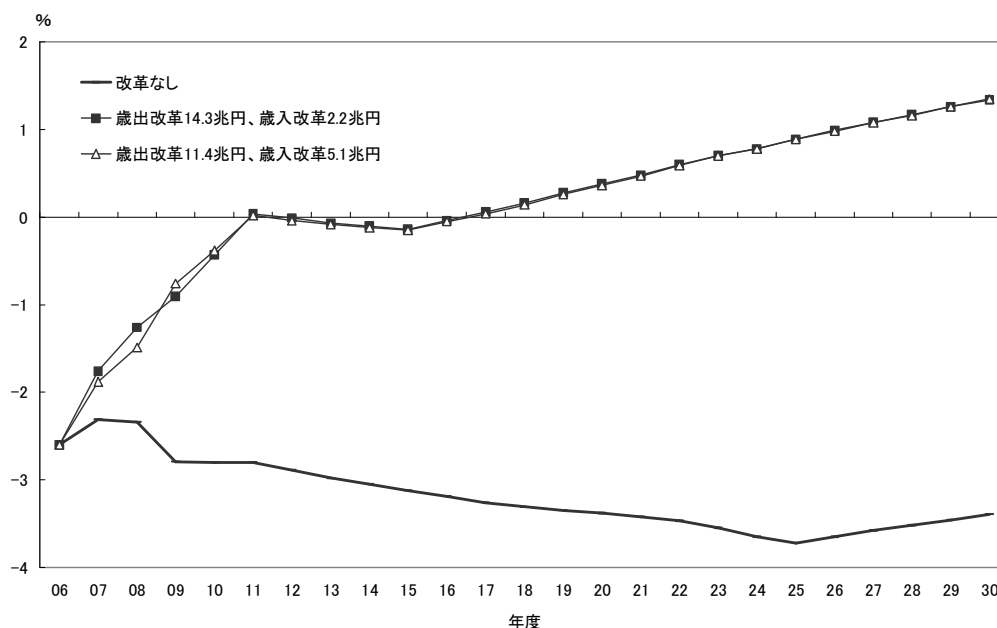
本節では、前節で説明した試算モデルに基づいて行った骨太方針2006における歳出・歳入一体改革による財政への影響を紹介する。ここで注意しなければならないのは、将来の財政状況についての試算を行う場合、その結果は前提とする経済状況に左右されるという点である。2006年春の経済財政諮問会議でも、改革の具体的な方向を決めるための基礎となる将来の財政予測に関し、その経済前提をめぐって議論が行われた経緯がある。

そこで本稿では、政府が想定している名目成長3%、名目長期金利4%を基準ケースとして試算を行うとともに、成長率や金利（物価、実質成長率、実質金利）の想定が異なる場合についても感度分析として試算を行った。

4. 1 基準ケース（名目成長3%、名目長期金利4%）の場合

まず、骨太方針2006で明確に設定されたプライマリー・バランス対GDP比の推移をみてみよう。図1は国と地方をあわせたプライマリー・バランス対GDP比を示したものである。

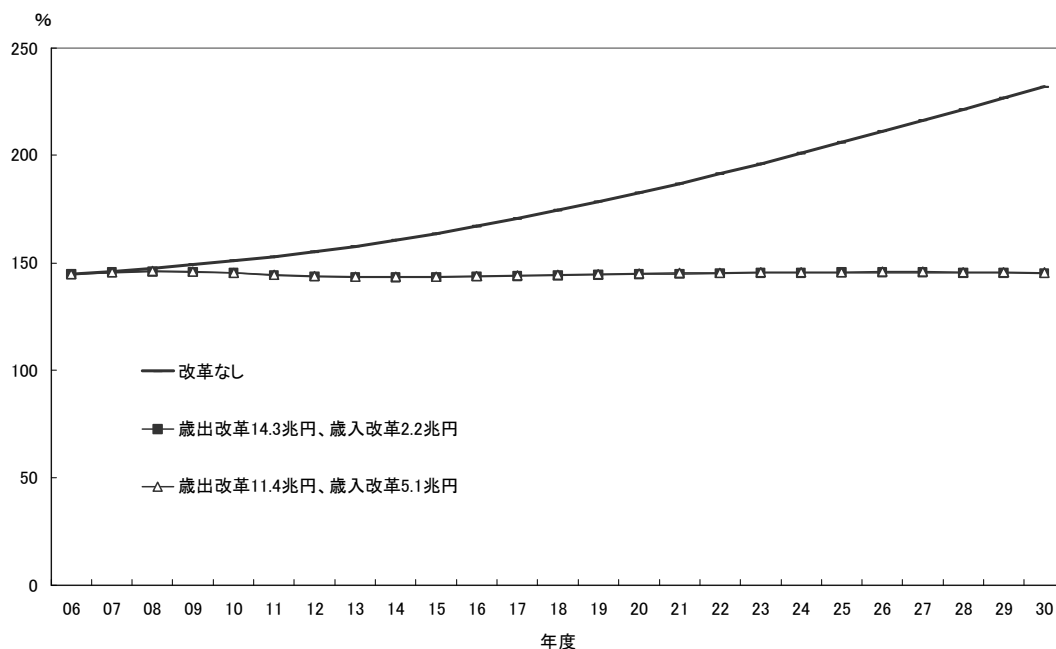
図1 プライマリー・バランス対GDP比（国+地方）の推移



この図に示されているように、骨太方針2006における改革を行った場合、国と地方をあわせたプライマリー・バランス対GDP比は目標通り2011年度に均衡する。歳出改革と歳入改革の組み合わせが異なっても、総額としての財政改革の規模が同じであるため、プライマリー・バランスの動きはほぼ同じになっている。2011年度以降も、一時的にプライマリー・バランスは赤字に転じるもののすぐに回復し、2017年度以降は黒字が拡大している（2030年度には約1.3%の黒字）。

一方、ストックの財政状況を示す債務残高の対GDP比は、図2に示されているように、依然として140%程度の水準が維持されたまま低下しない。本稿の試算では2011年度に約144%の債務残高対GDP比は、プライマリー・バランスの黒字が拡大している2030年度でもまだ約145%に達する状況である。

図2 債務残高対GDP比（国+地方）の推移

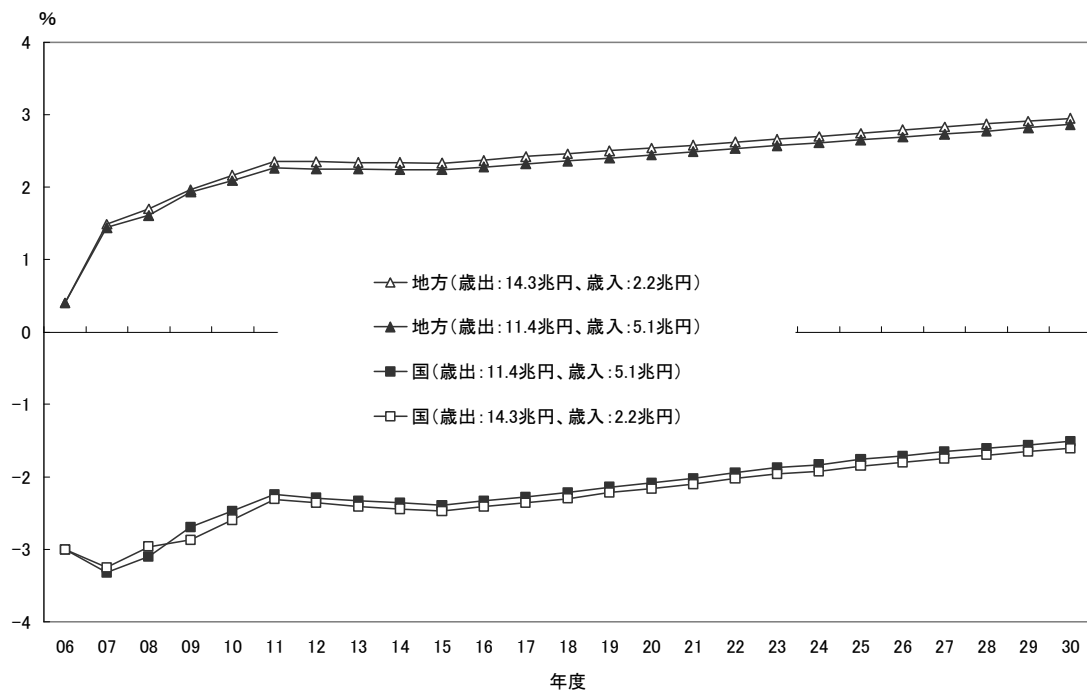


改革の効果を解釈するにあたってさらに注意しなければならないのは、図1、2の結果は国と地方をあわせた場合であり、国と地方では状況は異なるという点である。例えば、歳出改革14.3兆円、歳入改革2.2兆円の組み合わせの場合に国と地方でどう異なるかを見よう。

図3は骨太方針2006における改革を行ったときのプライマリー・バランスの推移を国と地方に分けて示したものである。図3から明らかなように、地方のプライマリー・バランスは2006年度の時点ですでにわずかに黒字になっており、改革期間・改革後も安定して黒字が維持されている。それに対し、国のプライマリー・バランスは改革が行われても黒字にはならず、規模は縮小する傾向にあるものの依然として赤字が続くことになる⁹。

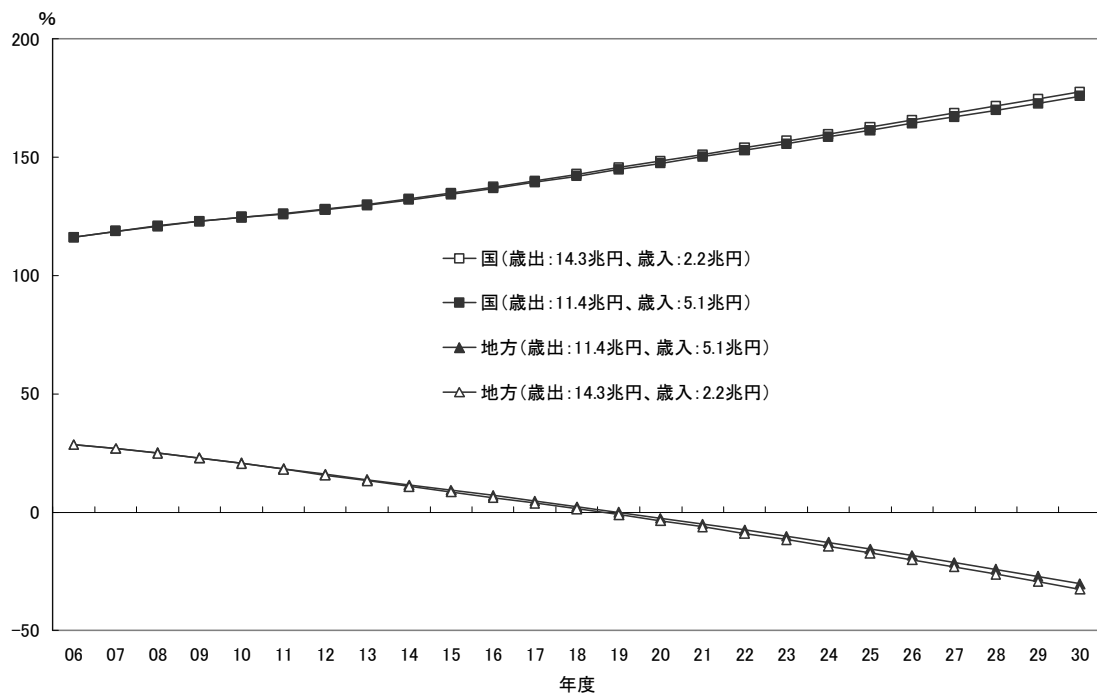
⁹ なお、本稿における地方は、SNAにおける地方政府部門のことである。つまり、全ての自治体を合算した場合の結果であるため、本稿での結果がそのまま個別自治体の財政状況を表しているわけではない。

図3 プライマリー・バランス対GDP比（国、地方別）の推移



このような国と地方の間でのフローの財政状況の違いは、ストックの財政状況にも違いを生んでいる。図4に表されているように、債務残高対GDP比も、地方は2020年代にはいと解消されるのに対し、国の債務は累積され続ける傾向にある。

図4 債務残高対GDP比（国、地方別）の推移



以上の結果に基づくと、骨太方針2006における改革について次の2つのことが指摘できる。第1に、改革によってフローであるプライマリー・バランスの収支は改善されたとしても、ストックの債務残高は依然として累積する傾向にあり、骨太方針2006における改革だけでは財政健全化には十分ではないということである。第2に、プライマリー・バランスの収支が改善されているとはいえ、それは地方の改善によるものであり、国のプライマリー・バランスは赤字のままであるということである。すなわち、国の財政再建を後回しにした上で、ようやく地方のマクロレベルでの財政状況の改善が図られていると言えるだろう。

4. 2 感度分析

既に述べたように、将来見通しの試算結果は経済前提に左右される。とりわけ、名目成長率と名目長期金利の想定が異なれば、支出項目および税収の伸びや利払いの規模への影響を通じて、将来の財政状況の予測が変わってくる。そこで、名目成長率や名目長期金利の想定が基準ケースとは異なった場合、骨太方針2006における改革の財政への影響はどう変わるのかを確認しておこう。名目成長率や名目長期金利や、実質分と物価上昇率の合計であるから、実質成長率、実質金利、物価上昇率のいずれかの変化を受けて変わってくる。本稿では、それぞれが1%変化した場合、および実質成長率が1%低下した場合、税収弾性値が0.1ポイント上昇して1.2になった場合についても試算を行った。想定を変えた場合の結果は、図5（プライマリー・バランス対GDP比）、図6（債務残高対GDP比）に示した通りである。

これらの図を参考にしながら、以下では、主なものとして実質金利、物価上昇率、実質成長率がそれぞれ1%上昇した場合の影響についてみていく。

（実質金利が1%上昇した場合）

物価と実質成長率は変わらないまま実質金利のみが1%上昇した場合、名目成長は変わらずに名目長期金利のみが1%上昇することになる。この場合、成長率や物価水準によって決まる支出や税収への影響はないものの、金利の上昇により利払いが増加することになる。そのため、図5に示されているように名目成長率が上昇しないまま名目金利が上昇してもプライマリー・バランスには影響しないが、債務残高は金利上昇前よりも累増する。図6からも明らかなように、実質金利が上昇すれば、改革を行っても財政健全化には資さず、逆に財政状況を悪化させてしまう。

（物価上昇率が1%上昇した場合）

次に、実質成長率と実質金利が変わらないまま物価だけが上昇する場合をみてみよう。この場合、名目成長と名目金利のどちらも上昇する。その結果、名目成長率の上昇によって一般歳出が増加、物価上昇によって社会保障給付が増加するだけでなく、税収も増える。とりわけ税収は弾性値1.1で成長率以上に伸びるため、図5、6に示されたとおり、プライマリー・バランスは基準ケースより改善され、債務残高は累増するものの、そのスピードはおさえられることになる。

(実質成長率が1%上昇した場合)

最後に、物価と実質金利の上昇を抑えながら実質成長を拡大させる形で名目成長を引き上げる場合を考えよう。この場合には、物価上昇を抑えられる分、社会保障給付の伸びが抑制されることになる一方、成長率の上昇による税の自然増収が見込める。したがって、歳出増加を抑制しつつ増収が増えるため、プライマリー・バランスの改善は進むことになる。図5でも、プライマリー・バランスの改善するスピードが速いのは実質成長率が上昇した場合であることが示されている。

加えて、名目金利が変化しないため、債務残高の累増も抑制できることになる。図6に示されているように、実質成長率が上昇した場合は、債務残高対GDP比が長期にわたって現行を下回る水準で維持されている。

逆に、実質成長率が1%下がった場合、図5から明らかなように、改革を行ってもプライマリー・バランスの2011年度均衡という目標は達成されないだけでなく、長期にわたって赤字が続いてしまう。債務残高も、図6に示されているとおり、発散する傾向が生じてしまいかねない。

以上のような感度分析の結果から言えることは、物価と金利の上昇を抑えつつ、実質的な成長を引き上げることが財政健全化にとっても重要な鍵を握る、ということである。一般に、「成長か財政再建か」という二者択一の議論が行われることが多い。しかしながら、本稿での感度分析は、成長を促すことが財政再建にも資するのであるから、「成長も財政再建も」目指すべきであるということを示していると言えよう。

図5 感度分析結果 (プライマリー・バランス対GDP比 (国+地方))

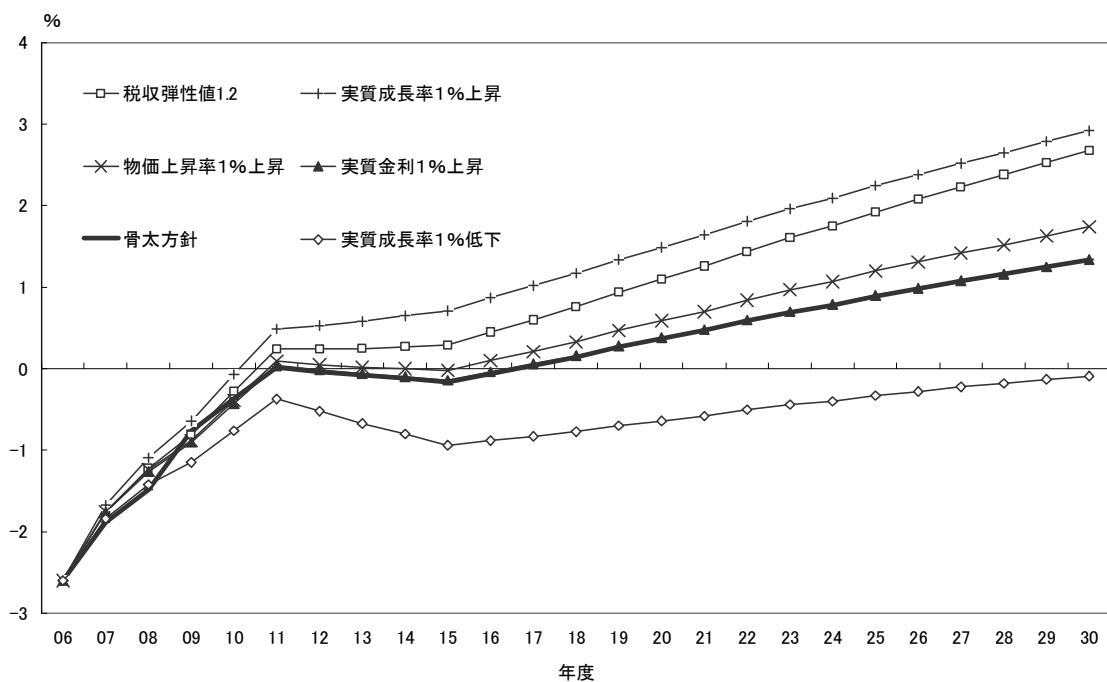
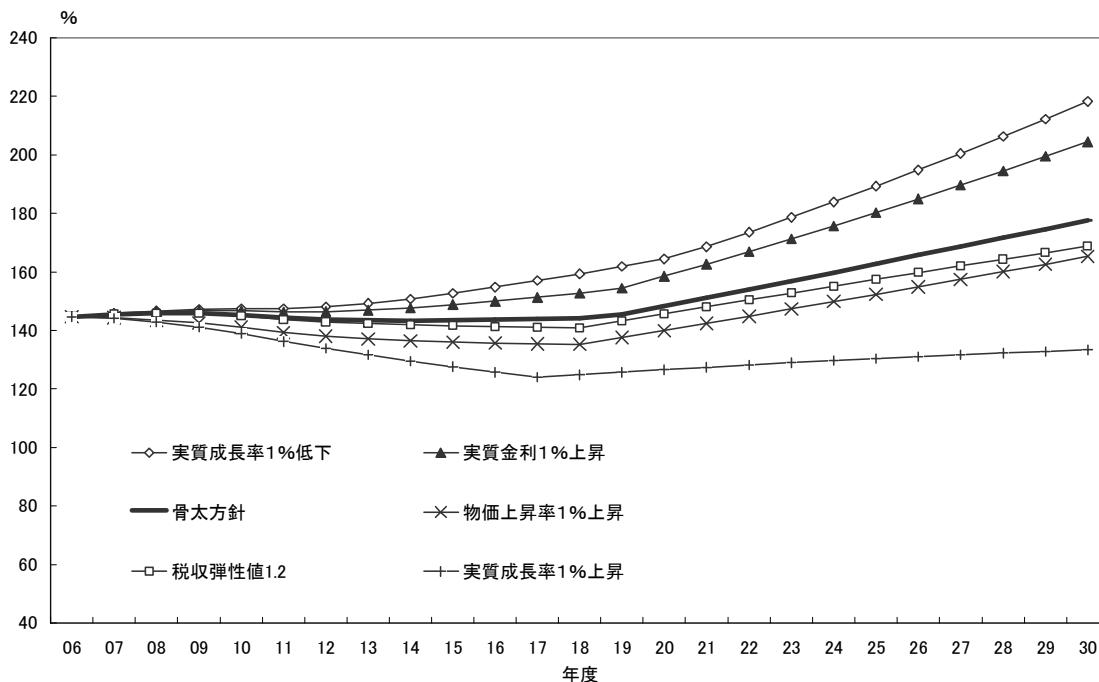


図6 感度分析結果 (債務残高対GDP比(国+地方))



5. 改革継続による影響

3節の結果から、骨太方針2006で決められた歳出・歳入一体改革だけでは国と地方を合わせたプライマリー・バランスの対GDP比は改善するものの、長期債務残高対GDP比は累増し続けることが明らかとなった。すなわち、2011年度までの改革ではストックからみた財政状況の改善には結びつかないのである。特に、国の財政状況は改善するどころかむしろ悪化しかねない。持続可能な財政を実現するには国の債務残高対GDP比の発散をおさえ、長期的には国と地方の債務残高を削減できるよう、財政収支の黒字化を目指した改革が必要である。

そこで、本節ではそのような財政健全化の目標が達成できるような改革案として、骨太方針2006における改革を継続する案を提示し、それを実施した場合の財政状況について試算した結果を紹介する。

5. 1 改革継続案

本節で提示する改革継続案には、3つの特徴がある。第一に、改革を継続するにあたって、骨太方針2006と同様に、改革期間と目標を明確に設定し、それに応じた改革内容を検討したという点である。

第二に、継続とはいえ、骨太方針2006の改革の単純な継続ではないという点である。長期的には、実質成長の引き上げを重視した政策の成果が実り、持続的かつ安定的な経済成長が実現されていると考え、できる限り歳出改革よりも歳入改革に比重をおく内容となっている。

第三に、地方財政は早くに改善されても国の財政改善は望めないというアンバランスに

配慮し、そのような状況を生み出す一因と考える国から地方への財源移転のあり方も変えることを検討した。

以下では、これら3つの特徴に沿って、改革継続案のより具体的な内容を説明する。

(改革期間と目標)

財政健全化、すなわち、債務残高対GDP比の安定的な引き下げを2～3年の短期間で実現するのは難しい。10年程度はかかる中長期的な政策課題と言えるだろう。そこで本稿では、2段階の改革期間と目標を設定した。

第1段階は、2010年代中頃までに、国の債務残高対GDP比をピークアウトさせる、というものである。3節で示されたように、国の債務残高が対GDP比でみて上昇し続けるということは、経済成長以上に債務（すなわちネットの財政赤字）が増加しているということである。そこでその改善に向けた第一歩として、国の債務が経済成長以上に増加しないようにすることを目標とした。具体的な改革期間としては、骨太方針2006の改革が終了した2012～2016年度の5年間である。

第2段階は、2020年代初頭までに、国と地方を合わせた財政収支の黒字化を図るとした。地方の財政収支は骨太方針2006の改革で既に黒字になっているので、これは実質的には国の財政収支の黒字化を意味する。第1段階の目標で債務残高の対GDP比をピークアウトさせたとしても、それは債務の増加が経済成長の伸びよりも抑えられたというだけであって、公債発行がなくなったわけではない。そこで国の債務残高自体の削減のため、財政収支の黒字化を目標とした。具体的な改革期間としては、2017～2021年度の5年間である。

(歳出改革と歳入改革の内容)

次に、歳出改革と歳入改革の内容を整理しておく。先述したとおりでできる限り歳入改革に比重をおくことを考え、歳出改革と歳入改革の組み合わせとして次の3つのパターンを設定した。(1)歳出削減なし+増税のみ、(2)歳出削減半減+増税、(3)歳出削減継続+増税の3つである。歳出削減半減というのは、骨太方針2006の改革と比較して削減のスピードを半分にするということである。これは、必要なサービスまで削ることのないようにするために設定した。歳出削減継続というのは、骨太方針2006の改革の削減スピードをそのまま引き継ぐことを想定している。

一方、増税は消費税を引き上げによって行うとした。これは、消費税が他の税と比較して広く薄い負担を求めるという点で歪みが少ないだけでなく、ライフサイクルでの税負担を平準化させるため、世代間格差の是正にも資すると考えられるからである。消費税の引き上げ時期は、最初の引き上げである2009年度から5年おきに実施するとした。したがって、2014年度と2019年度に引き上げを行うことになる。引き上げ後の具体的な消費税率については表4にまとめた通りである。

(地方交付税改革について)

骨太方針2006の改革によって地方の財政状況が国と比べて早く改善するのは、地方交付税をはじめとする国から地方への財源移転があるためであると考えられる。そこで、地方

財政の改善度合を抑制しながら国の財政改善も図るため、国から地方への財源移転も変えることとした。この改革案として本稿で取り上げたのは、地方交付税の規模を縮小するような改革である。

具体的には、消費税（国税分）の増税については交付税財源に算入しないとした。これは交付税の出口ベースである地方財政計画上の地方歳出総額を縮小するという意味も意味する。このようにして地方の歳入項目の1つである地方交付税の規模を縮小することにより、国から地方への財源移転を抑えると同時に、地方の黒字も縮小させることとした。

なお、今回の試算では、この地方交付税改革は、上述したケース(3)歳出削減+増税の場合に追加して行うことを想定し、これをケース(4)とした。

以上の本稿における改革継続案をまとめると表4のようになる。

表4 改革継続案の概要

| | 2006～2011年度まで | 2012～2016年度 | 2017～2021年度 |
|-----------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 改革期間と目標 | 2011年度プライマリー・バランス (国+地方)の均衡 | 2010年代中頃 国の債務残高対GDP比 ピークアウト | 2020年代初頭 財政収支(国+地方) 黒字化 |
| 改革なし | — | 歳出削減・増税なし | |
| 骨太方針2006 | 歳出改革14.3兆円、消費税率6% 歳出改革11.5兆円、消費税率7% | 歳出削減・増税なし | |
| (1)骨太方針2006 +増税 | 歳出改革14.3兆円、消費税率6% 歳出改革11.5兆円、消費税率7% | 歳出削減なし 消費税率 13～14% | 歳出削減なし 最終消費税率 16～17% |
| (2)骨太方針2006 +削減継続(半減) +増税 | 歳出改革14.3兆円、消費税率6% 歳出改革11.5兆円、消費税率7% | 歳出削減継続(半減) 消費税率 12～13% | 歳出削減なし 最終消費税率 14～15% |
| (3)骨太方針2006 +削減継続+増税 | 歳出改革14.3兆円、消費税率6% 歳出改革11.5兆円、消費税率7% | 歳出削減継続 消費税率 10～11% | 歳出削減なし 最終消費税率 13～14% |
| (4)骨太方針2006 +削減継続+増税 +交付税改革 | 歳出改革14.3兆円、消費税率6% 歳出改革11.5兆円、消費税率7% | 歳出削減継続+交付税改革 消費税率 10～11% | 歳出削減なし+交付税改革 最終消費税率 13～14% |

5. 2 シミュレーション結果

上で説明した改革継続案を行った場合、財政状況は骨太方針2006での改革のみの場合と比べてどの程度改善するだろうか。以下では、改革継続案(1)~(3)を行った場合と、それに加えてさらに交付税改革も行った場合(4)のプライマリー・バランス対GDP比、債務残高対GDP比の試算結果を紹介していく。

(改革継続案(1)~(3)を行った場合)

図7 改革継続と骨太方針2006の比較（プライマリー・バランス対GDP比（国+地方））

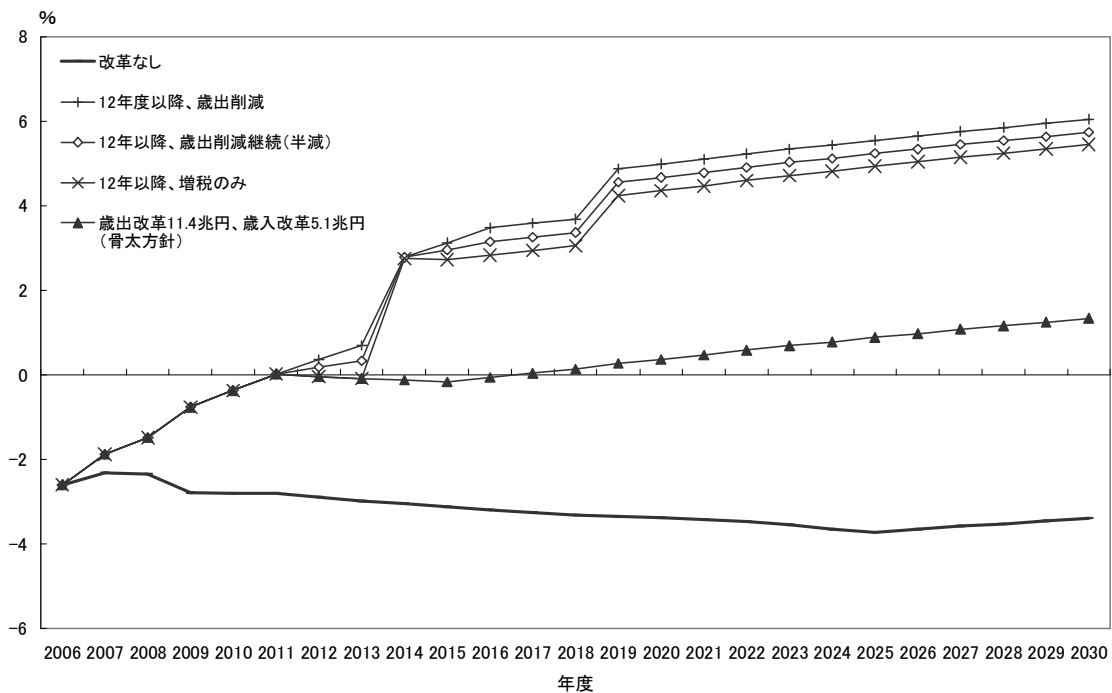
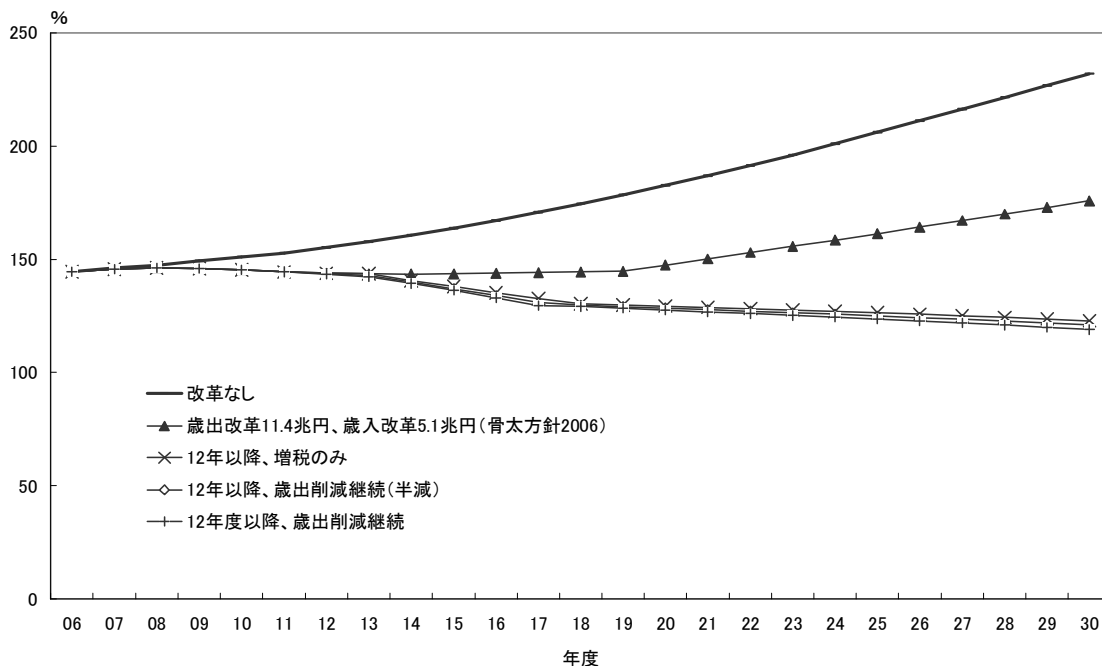


図7は、改革を継続した場合（(1)~(3)）の国と地方をあわせたプライマリー・バランスを、骨太方針2006の改革を行った場合、何も改革を行わなかった場合とで比較したものである¹⁰。

改革案(1)~(3)は、改革目標が同じであるため改革で対応すべき総額に違いはなく、単に歳出削減と増税との組み合わせが異なるだけである。そのため、プライマリー・バランスの試算結果も各案で大きな違いはみられない。しかしながら、長期的には、歳出削減の規模を縮小せずに行いながら増税をする案(1)の方がより大きな黒字となっている。これは、高齢化が進む中で社会保障の削減を引き続き行うことの影響が大きいと考えられる。

¹⁰ 歳出削減を半減ないしは継続する場合の基となる骨太方針2006の改革は、歳出11.4兆円、歳入5.1兆円の場合とした。

図8 改革継続と骨太方針2006の比較（債務残高対GDP比（国+地方））



次に、債務残高の対GDP比を比較してみよう。図8はそれをしめたものである。図8から明らかなように、骨太方針2006の改革だけでは債務残高の対GDP比の抑制は図れず、しだいに上昇する。しかしながら、本稿で想定したような改革継続を行うと、改革の目標通り、(1)~(3)いずれの場合も、債務残高対GDP比の安定的な低下が実現できる。

（交付税改革の影響）

骨太方針2006における改革のいま1つの問題点は、国と地方の財政状況の改善にアンバランスが生じるということであった。国の財政の改善をいわば先送りにする形で地方の財政状況が改善されていた。既に指摘したように、この一因には国から地方への財源移転があると考えられる。そこで改革継続案に加えて本稿で検討したのが交付税改革である。果たして、交付税改革によって、どこまで国と地方のアンバランスが是正されるのだろうか。

図9は、プライマリー・バランス対GDP比を国と地方で分けて示したものである。この図に示されているように、交付税改革で交付税の規模を縮小することにより、地方のプライマリー・バランスの黒字を抑制しながら、国のプライマリー・バランスの黒字拡大を図ることができる。その結果、図10にあるように、ストックである債務残高対GDP比も、国についてはそのピークアウトの時期を早めることができるだけでなく、低下のスピードを早めることもできることが明らかとなった。

図9 交付税改革による国および地方のプライマリー・バランス対GDP比の変化

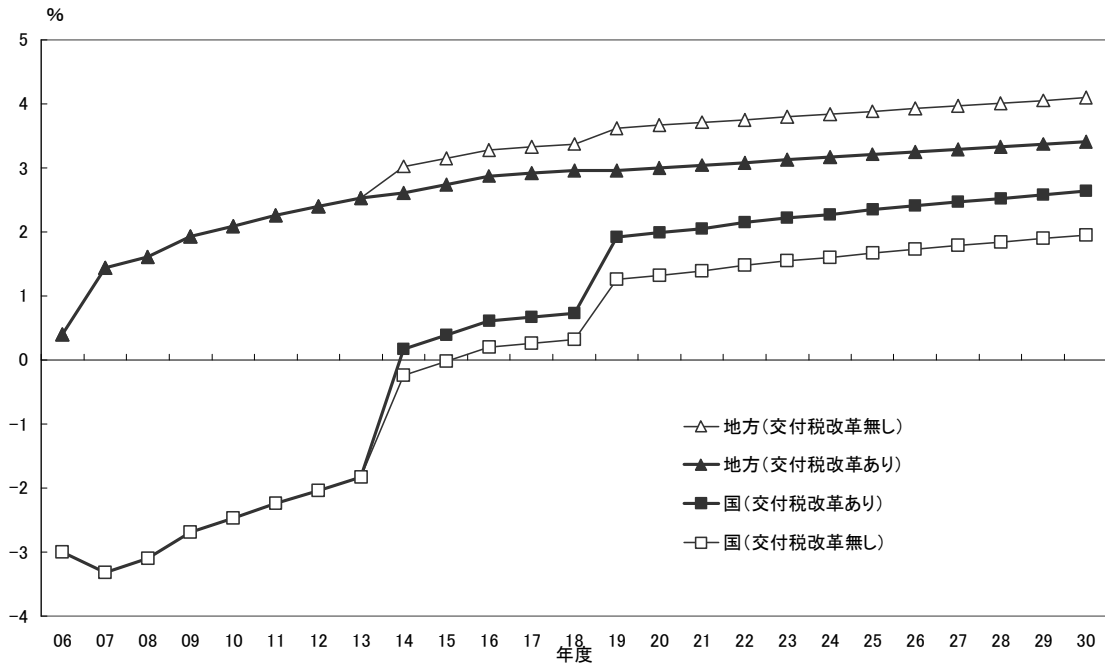
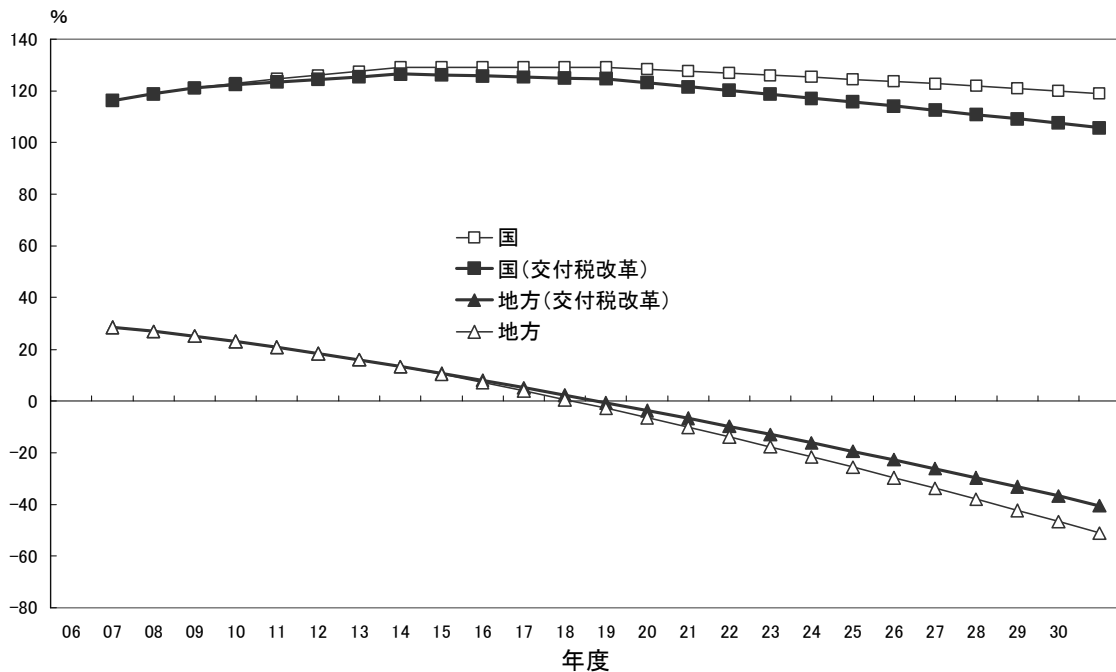


図10 交付税改革による国および地方の債務残高対GDP比の変化



6. むすび

本稿では、構造改革の総仕上げともいわれる「歳出・歳入一体改革」の第一弾として骨太方針2006で決定された改革の効果を明らかにするため、改革を行った場合の将来の財政状況について機械的試算を行った。

試算の結果、骨太方針2006における改革では、国と地方をあわせたプライマリー・バランスは改善されても、ストック面での財政状況は改善せず、債務残高は累増することが明らかとなった。ただし、改革の効果はあくまで経済前提に左右される。本稿の感度分析では、物価や実質金利の上昇をおさえつつ実質的な成長を引き上げることができれば、プライマリー・バランスの黒字は拡大し、債務残高対GDP比の上昇も抑えることができる。

しかしながら、このことは国と地方をあわせた場合の結果について言えることである。国と地方にわけて財政状況をみると、地方は早く大幅に改善するのに対し、国はほとんど改善されないことも示された。すなわち、国の財政健全化を犠牲にして地方の財政改善が図られることになり、国については改革の効果はほとんど期待できないということになる。

やはり、本格的な財政健全化のためには、やはりストック面での財政状況、すなわち、債務残高対GDP比の安定的な引き下げを図る必要がある。そのためには、少なくとも骨太方針2006での歳出削減、増税を引き続き行うことを検討すべきである。本稿の試算結果も改革継続が財政健全化に資することを示している。

さらに、地方だけが財政改善が図られるのはアンバランスである。国もあわせて改善させるには、第5節で示したように、国から地方への財源移転（交付税）の改革も検討すべきである。

なお、本稿で行ったシミュレーションは機械的な試算であるため、モデルやデータにおいて限界や改善すべき点が残されている。第1に、機械的試算であるため、財政状況の変化による金利等への影響が捨象されていることが挙げられよう。また、歳出削減・増税による家計消費や企業投資、経済成長等への影響も捨象されている。第2に、SNAベースであるため、一般会計・特別会計の分離が完全でない。とりわけ、国と地方の財政関係を考える上で重要な交付税特別会計が明示的に扱われていない。国から地方への補助金の算定も総額の一定割合という計算が基本であり、現実の制度を反映した形にはなっていない。第3に、地方といっても、各自治体の集計レベルでしか扱っておらず、個別自治体の財政に対する影響を明らかにすることができなかった。

これらについては、今後の課題として取り組みたい。

<参考文献・資料>

- 金融調査研究会『わが国の財政のあり方と財政再建への道すじ』2006年3月
経済財政諮問会議「構造改革と経済財政の中期展望」2005年度改訂 2006年1月18日
経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」2006年7月7日
経済財政諮問会議民間議員資料「歳出・歳入一体改革について」2006年3月16日
厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通しー平成18年5月推計ー」
国税庁『国税庁統計年報書』
財政制度等審議会財政分科会 歳出合理化部会・財政構造改革部会合同部会資料 2006年
3月27日
財務省 『財政統計』
財務省 『国債統計年報』
参議院予算委員会 『財政関係資料集』
内閣府経済社会総合研究所 『国民経済計算年報』